

改定	現行	摘 要
<p data-bbox="350 604 1193 667">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1062 953 1359 1346">平成 9年 4月 改定 平成18年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定</p> <p data-bbox="575 1818 973 1871">山梨県県土整備部</p>	<p data-bbox="1581 604 2424 667">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="2288 953 2585 1304">平成 9年 4月 改定 平成18年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定</p> <p data-bbox="1801 1776 2199 1829">山梨県県土整備部</p>	

改定	現行	摘 要
地質・土質調査業務共通仕様書		
目 次		
<p>第1章 総 則…………… 1</p> <p>第101条 適用…………… 1</p> <p>第102条 用語の定義…………… 1</p> <p>第103条 受発注者の責務…………… 3</p> <p>第104条 業務の着手…………… 3</p> <p>第105条 調査地点の確認…………… 3</p> <p>第106条 設計図書の支給及び点検…………… 3</p> <p>第107条 監督員…………… 3</p> <p>第108条 業務主任技術者…………… 4</p> <p>第109条 照査の実施…………… 4</p> <p>第110条 担当技術者…………… 4</p> <p>第111条 提出書類…………… 4</p> <p>第112条 打合せ等…………… 5</p> <p>第113条 業務計画書…………… 5</p> <p>第114条 資料等の貸与及び返却…………… 6</p> <p>第115条 関係官公庁への手続き等…………… 6</p> <p>第116条 地元関係者との交渉等…………… 6</p> <p>第117条 土地への立ち入り等…………… 7</p> <p>第118条 成果物の提出…………… 7</p> <p>第119条 関係法令及び条例の遵守…………… 7</p> <p>第120条 検査…………… 8</p> <p>第121条 修補…………… 8</p> <p>第122条 条件変更等…………… 8</p> <p>第123条 契約変更…………… 8</p> <p>第124条 履行期間の変更…………… 9</p> <p>第125条 一時中止…………… 9</p> <p>第126条 発注者の賠償責任…………… 9</p> <p>第127条 受注者の賠償責任…………… 10</p> <p>第128条 部分使用…………… 10</p> <p>第129条 再委託…………… 10</p> <p>第130条 成果物の使用等…………… 10</p> <p>第131条 守秘義務…………… 10</p> <p>第132条 個人情報の取り扱い…………… 11</p> <p>第133条 安全等の確保…………… 12</p> <p>第134条 臨機の措置…………… 13</p>	<p>第1章 総 則…………… 1</p> <p>第101条 適用…………… 1</p> <p>第102条 用語の定義…………… 1</p> <p>第103条 受発注者の責務…………… 3</p> <p>第104条 業務の着手…………… 3</p> <p>第105条 調査地点の確認…………… 3</p> <p>第106条 設計図書の支給及び点検…………… 3</p> <p>第107条 監督員…………… 3</p> <p>第108条 業務主任技術者…………… 4</p> <p>第109条 照査の実施…………… 4</p> <p>第110条 担当技術者…………… 4</p> <p>第111条 提出書類…………… 4</p> <p>第112条 打合せ等…………… 5</p> <p>第113条 業務計画書…………… 5</p> <p>第114条 資料等の貸与及び返却…………… 6</p> <p>第115条 関係官公庁への手続き等…………… 6</p> <p>第116条 地元関係者との交渉等…………… 6</p> <p>第117条 土地への立ち入り等…………… 7</p> <p>第118条 成果物の提出…………… 7</p> <p>第119条 関係法令及び条例の遵守…………… 7</p> <p>第120条 検査…………… 7</p> <p>第121条 修補…………… 8</p> <p>第122条 条件変更等…………… 8</p> <p>第123条 契約変更…………… 8</p> <p>第124条 履行期間の変更…………… 8</p> <p>第125条 一時中止…………… 9</p> <p>第126条 発注者の賠償責任…………… 9</p> <p>第127条 受注者の賠償責任…………… 9</p> <p>第128条 部分使用…………… 10</p> <p>第129条 再委託…………… 10</p> <p>第130条 成果物の使用等…………… 10</p> <p>第131条 守秘義務…………… 10</p> <p>第132条 個人情報の取り扱い…………… 11</p> <p>第133条 安全等の確保…………… 12</p> <p>第134条 臨機の措置…………… 13</p>	

改定		現行		摘 要
第 135 条	履行報告……………	第 135 条	履行報告……………	
第 136 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更……………	第 136 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更……………	
第 137 条	行政情報流出防止対策の強化……………	第 137 条	行政情報流出防止対策の強化……………	
第 138 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置……………	第 138 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置……………	
第 139 条	保険加入の義務……………	第 139 条	保険加入の義務……………	
第 140 条	新技術の活用について……………	第 140 条	新技術の活用について……………	
第 2 章	機械ボーリング……………	第 2 章	機械ボーリング……………	
第 201 条	目的……………	第 201 条	目的……………	
第 202 条	土質の分類……………	第 202 条	土質の分類……………	
第 203 条	調査等……………	第 203 条	調査等……………	
第 204 条	成果物……………	第 204 条	成果物……………	
第 3 章	サンプリング……………	第 3 章	サンプリング……………	
第 301 条	目的……………	第 301 条	目的……………	
第 302 条	採取方法……………	第 302 条	採取方法……………	
第 303 条	試料の取扱い……………	第 303 条	試料の取扱い……………	
第 304 条	成果物……………	第 304 条	成果物……………	
第 4 章	サウンディング……………	第 4 章	サウンディング……………	
第 1 節	標準貫入試験……………	第 1 節	標準貫入試験……………	
第 401 条	目的……………	第 401 条	目的……………	
第 402 条	試験等……………	第 402 条	試験等……………	
第 403 条	成果物……………	第 403 条	成果物……………	
第 2 節	スウェーデン式サウンディング試験……………	第 2 節	スウェーデン式サウンディング試験……………	
第 404 条	目的……………	第 404 条	目的……………	
第 405 条	試験等……………	第 405 条	試験等……………	
第 406 条	成果物……………	第 406 条	成果物……………	
第 3 節	オランダ式二重管コーン貫入試験……………	第 3 節	オランダ式二重管コーン貫入試験……………	
第 407 条	目的……………	第 407 条	目的……………	
第 408 条	試験等……………	第 408 条	試験等……………	
第 409 条	成果物……………	第 409 条	成果物……………	
第 4 節	ポータブルコーン貫入試験……………	第 4 節	ポータブルコーン貫入試験……………	
第 410 条	目的……………	第 410 条	目的……………	
第 411 条	試験等……………	第 411 条	試験等……………	
第 412 条	成果物……………	第 412 条	成果物……………	
第 5 節	簡易動的コーン貫入試験……………	第 5 節	簡易動的コーン貫入試験……………	
第 413 条	目的……………	第 413 条	目的……………	
第 414 条	試験等……………	第 414 条	試験等……………	

改定	現行	摘 要
<p>第 108 条 業務主任技術者</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、地質・土質調査業務における業務主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。 業務主任技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、国土交通省登録技術者資格（施設分野：地質・土質-業務：調査）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。 業務主任技術者は、監督員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。 業務主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。 <p>第 111 条 提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が 500 万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 3 名までとする）。 <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない</p>	<p>第 108 条 業務主任技術者</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、地質・土質調査業務における業務主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。 業務主任技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。 業務主任技術者は、監督員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。 業務主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。 <p>第 111 条 提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が 500 万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 3 名までとする）。 <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</p>	

改定	現行	摘 要
<p>第 114 条 資料等の貸与及び返却</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。 2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。 3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。 4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。 <p>第 804 条 業務内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画準備 第 802 条第 1 項に準じるものとする。 2. 現地踏査 測線計画及び電極配置計画作成のために現地の状況を把握するものとする。 3. 資料検討 既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線配置計画、電極配置選択、最小電極間隔及び最大電極間隔を決定する。 4. 測線設定 測線計画において決定された測線長、方向、測線数及び電極間隔に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定し、合わせて各測点の標高を求めるものとする。 5. 観 測 電極配置計画において決定された電極配置により、電流、電位差の測定を行うものとする。 6. 解 析 <ol style="list-style-type: none"> (1) 観測結果を用い、見掛け比抵抗疑似断面図を作成するものとする。 (2) 観測結果を用いてインバージョン（逆解析）により比抵抗断面図を作成するものとする。 (3) 比抵抗断面図とその他の地質資料も考慮し、地山の比抵抗と地質及び地層の関係について地質学的解釈を行うものとする。 7. 照 査 計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。 8. 報告書作成 第 802 条第 7 項に準じるものとする。 	<p>第 114 条 資料等の貸与及び返却</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。 2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。 3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。 4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。 <p>第 804 条 業務内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画準備 第 802 条第 1 項に準じるものとする。 2. 現地踏査 測線計画及び電極配置計画作成のために現地の状況を把握するものとする。 3. 資料検討 既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線配置計画、電極配置選択、最小電極間隔及び最大電極間隔を決定する。 4. 測線設定 測線計画において決定された測線長、方向、測線数及び電極間隔に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定し、合わせて各測点の標高を求めるものとする。 5. 観 測 電極配置計画において決定された電極配置により、電流、電位差の測定を行うものとする。 6. 解 析 <ol style="list-style-type: none"> (1) 観測結果を用い、見掛け比抵抗疑似断面図を作成するものとする。 (2) 観測結果を用いてインバージョン（逆解析）により比抵抗断面図を作成するものとする。 (3) 比抵抗断面図とその他の地質資料も考慮し、地山の比抵抗と地質及び地層の関係について地質学的解釈を行うものとする。 7. 報告書作成 第 802 条第 7 項に準じるものとする。 	